

2021年3月26日

各位

会社名 フリージア・マクロス株式会社
代表者名 代表取締役社長 奥山 一寸法師
(コード：6343、東証第二部)
問合せ先 会計責任者 浅井 賢司
(TEL. 03-6635-1833)

日邦産業株式会社に対する公開買付けの条件変更に伴う
「日邦産業株式会社(証券コード：9913)に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

フリージア・マクロス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2021年1月27日、日邦産業株式会社(証券コード：9913)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定し、2021年1月28日より開始しておりますが、本日、本公開買付けにおける買付け等の期間を延長することを決定いたしました。

これに伴い、2021年1月27日付けで公表いたしました適時開示資料「日邦産業株式会社(証券コード：9913)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(その後の訂正も含みます。)を変更いたしますのでお知らせいたします。

変更箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針 ① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」

(変更前)

そして、公開買付者は、3月11日付公開買付者開示資料のとおりの見解を有するに至り、当該見解を公開買付者のホームページに開示したことを踏まえ、2021年3月19日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書(以下「3月19日付訂正届出書」といいます。)を提出しております。同日時点の本公開買付期間が2021年3月25日までであったところ、3月19日付訂正届出書の提出により、法27条の8第4項第2号及び他社株府令22条2項の規定に基づき、対象者株主に本公開買付けの応募に関して熟慮期間を与えるという趣旨から、公開買付者は、3月19日付訂正届出書を提出した2021年3月19日より起算して10営業日を経過した2021年4月2日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計45営業日まで延長することを2021年3月19日付けで決定いたしました。

(変更後)

そして、公開買付者は、3月11日付公開買付者開示資料のとおりの見解を有するに至り、当該見解を公開買付者のホームページに開示したことを踏まえ、2021年3月19日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書(以下「3月19日付訂正届出書」といいます。)を提出しております。同日時点の本公開買付期間が2021年3月25日までであったところ、3月19日付訂正届出書の提出により、法第27条の8第2項、法第27条の8第8項、及び他社株府令第22条2項の規定に基づき、公開買付者は、3月19日付訂正届出書を提出した2021年3月19日より起算して10営業日を経過した2021年4月2日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計45営業日まで延長することを2021年3月19日付けで決定いたしました。

その後、公開買付者は、上述のとおり 2021 年 3 月 11 日付けで本仮処分命令の申立てを行っていたところ、同年 3 月 24 日付けで、名古屋地方裁判所にて、本仮処分命令申立に対して本新株予約権の無償割当てを仮に差止める旨の決定が発令（以下「3 月 24 日付発令」といいます。）されたことから、引続き同時点においても本公開買付けの撤回は行わない方針を継続し、「（本公開買付け後、対象者が本買収防衛プランの継続（維持）を決議した場合及び本対抗措置の発動を決議した場合等の公開買付者の方針について）」に詳述した公開買付者の方針を維持することを決定しました。なお、公開買付者は、同年 3 月 26 日に名古屋地方裁判所にて対象者が 3 月 24 日付発令に対して同年 3 月 25 日付けで保全異議を申立てた旨の書面（以下「3 月 25 日付保全異議書面」といいます。）を、同年 3 月 26 日付けで公開買付者は受領いたしました。公開買付者は、3 月 24 日付発令を踏まえ本公開買付けの撤回は行わない方針を継続したこと及び 3 月 25 日付保全異議書面を 2021 年 3 月 26 日付けで受領したことに伴い、2021 年 3 月 26 日付けで関東財務局長に公開買付届出書の訂正届出書（以下「3 月 26 日付訂正届出書」といいます。）を提出しております。同日時点の本公開買付期間が 2021 年 4 月 2 日までであったところ、3 月 26 日付訂正届出書の提出により、法第 27 条の 8 第 2 項、法第 27 条の 8 第 8 項、及び他社株府令第 22 条第 2 項の規定に基づき、公開買付者は、3 月 26 日付訂正届出書を提出した 2021 年 3 月 26 日より起算して 10 営業日を経過した 2021 年 4 月 9 日を本公開買付期間の末日とし、本公開買付期間を合計 50 営業日まで延長することを 2021 年 3 月 26 日付けで決定いたしました。

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2021 年 1 月 28 日（木曜日）から 2021 年 4 月 2 日（金曜日）まで（45 営業日）

<後略>

(変更後)

2021 年 1 月 28 日（木曜日）から 2021 年 4 月 9 日（金曜日）まで（50 営業日）

<後略>

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2021 年 4 月 6 日（火曜日）

(変更後)

2021 年 4 月 13 日（火曜日）

以上